

来年6月 秋田県のNOSAIがひとつに

全県1組合に向けた協議を進めています。

組合員の皆さまへ

NOSAIでは、将来にわたり効率的で安定した運営基盤と組合員サービスの維持・向上を図り組合員の皆さまの信頼に応えられる組織体制を確立するため、全県1組合体制への移行を目指しています。

合併の目的・効果

2つの組合(秋田県組合と由利組合)と連合会が統合することにより、3段階(組合・連合会・国)から2段階(組合・国)に移行することになります。

このため、県内全域で組合員に対して均一なサービスを提供できるほか、担当職員の専門化による業務の強化が図られます。

業務の効率化によるコスト削減に加え、連合会機能の承継による事務量、経常経費の節減から財務の安定化につながります。



合併の基本事項

平成30年10月に設立しました「秋田県農業共済組合合併協議会」では、これまで合併に向けた話し合いを行い、基本事項について合意をしました。

《 協議会委員 》

秋田県農業共済組合

代表委員 佐々木昌志
委員 大槻 四郎
委員 戸田 金憲

由利農業共済組合

代表委員 東海林錦一
委員 庄司 和夫
委員 菅原 弘貴

秋田県農業共済組合連合会

委員 高橋 隆藏

- ① 合併期日 平成32年6月1日
- ② 合併の区域 大瀧村を除く秋田県内の各市町村の区域
- ③ 合併の方法 対等な合併による組合新設
- ④ 組合の名称 秋田県農業共済組合(呼称 NOSAI秋田)
- ⑤ 事務所 本所事務所は秋田県農業共済会館(秋田市中通三丁目4番50号)に設置し、合併時の秋田県農業共済組合支所並びに由利農業共済組合事務所を新組合の支所、または立寄所、連合会の家畜診療所も新組合の家畜診療所とし、それぞれの区域を継続します。

⑥ 組織の概要

組合員資格は農業保険法第20条の定めるところによります。(これまでと変更はありません。)総代は第1期298人、損害評価会委員は848人以内、損害評価員、共済部長は現有数とします。役員は第1期が理事48人、監事7人となります。職員は新組合に引き継がれます。

(単位:人)

	総代 (※1)			損害評価会委員 (※2)	役員 (※3)					
	現行	第1期 (H32.6~H33.3)	第2期以降 (H33.4~3年ごと)		現行		第1期 (H32.6~H33.5)		第2期 (H33.6~H36.5)	
					理事	監事	理事	監事	理事	監事
秋田県組合	222	222	(195)	660	37	4	37	4	23	4
由利組合	153	76	(23)	124	11	3	11	3		
計	375	298	(218)	848	48	7	48	7	23	4

※1 総代数は第1期は本県のこれまでの組合合併時の経過措置を踏襲し県組合は現行数、由利組合は現行数の半数の76名を目安とし、第2期は組合員300人に対して1人の割合とし、その後は農業情勢、事業状況並びに組合員数の動向を勘案し、新組合において検討する。なお、第2期の()内数字は現在の組合員数での試算数。

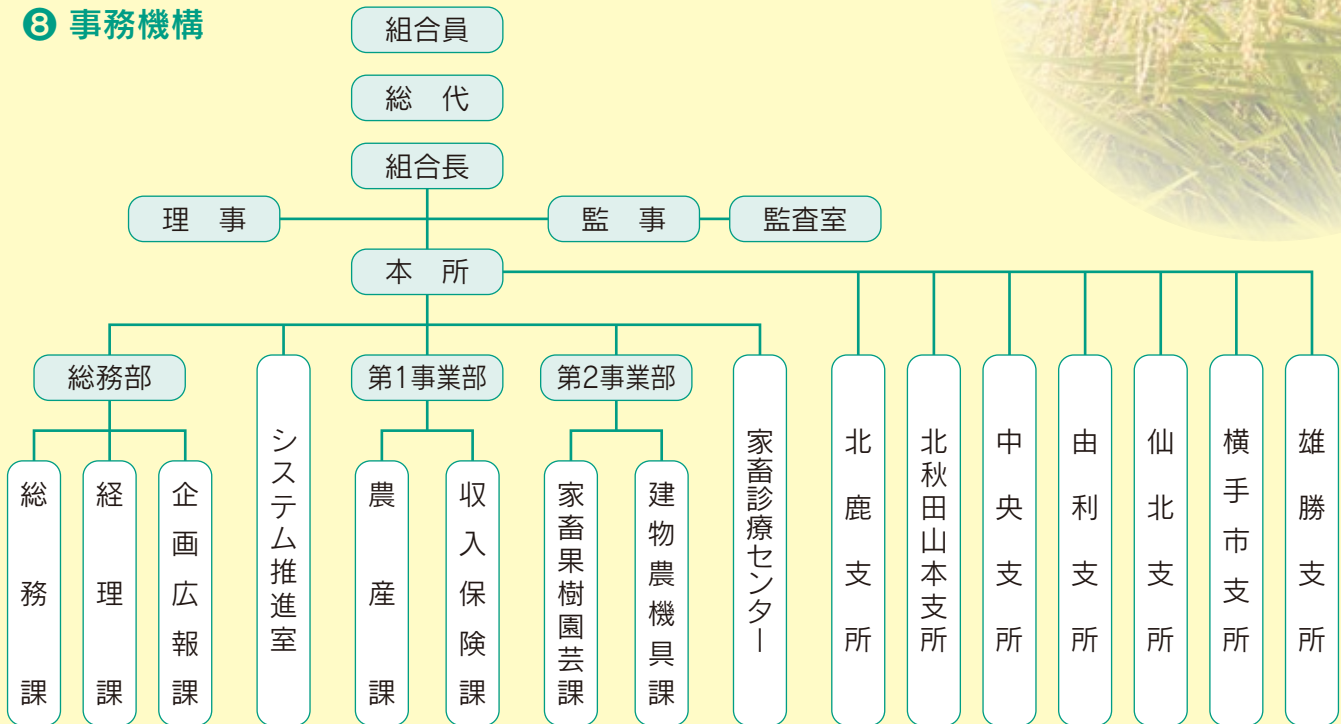
※2 損害評価会委員は小部会定数であり、計は新組合本所部会定数(64名)を含む定数合計。

※3 役員数の第3期以降については、農業情勢、事業状況並びに組合員数の動向を勘案し、新組合において検討する。

⑦ 事務費の賦課

新組合設立後3年間の賦課単価は、被合併組合ごとの賦課金単価とし、その後はコスト削減に努めつつ、据え置き及び引下げを検討します。

⑧ 事務機構



H31.4

農家・組合員のために安心ネットを広げます。

秋田県農業共済組合合併協議会

秋田県農業共済組合
018-825-7311

由利農業共済組合
0184-24-3301

秋田県農業共済組合連合会
018-884-5222